

## 「ひとり親世帯への臨時特別給付金」の再支給について

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に厳しい状況にあるひとり親世帯に対しては、「ひとり親世帯臨時特別給付金」を6月補正予算に計上し、8月から順次支給したところであるが、感染再拡大を受け、国は12月4日に、年内を目途に再支給するよう自治体に対して事務連絡を行った。

これを受け、本市においても、年内支給に向けて着手し、生活実態が依然として厳しい状況にあるひとり親世帯に対して支援を行うもの。

なお、国は予備費を活用し、自治体には全額国庫負担(10/10)で補助するもの。

### 2 給付対象及び給付額

#### (1) 給付対象（前回と同じ）

- ①児童扶養手当が支給される方
- ②公的年金等を受給しており、児童扶養手当の支給が全額停止となった方
- ③感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準の方

#### (2) 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算して支給。

※前回給付した、収入が大きく減少したと申出のあった世帯への追加給付（5万円）は行わない。

### 3 支給予定数

10,380人(1回目の給付実績)

### 4 給付予定日

令和2年12月23日（水） ※可能な限り、さらに前倒しして進めたい。

### 5 予算額

約7億円（既決予算から流用して対応する。）【予定】

### 6 その他

国の予備費の閣議決定については、12月11日（金）の予定。